

# 地域福祉活動応援バス 助成事業のご案内



## 地域福祉活動応援バス助成事業とは

三木市内の、福祉・保健団体等の活動活性化やふれあいサロンなどの住民相互の交流活動で使用したバスの借上費用の一部を助成することで地域福祉の向上を推進するものです。

### ★利用の流れ

1 事業を計画する



2 助成金の申請をする



3 事業実施

4 助成金を請求する



5 助成金の交付



※助成金は本会へ報告書類等提出後の、翌月末交付（振込）となります。

実施主体 三木市社会福祉協議会

～問合せ・提出先～

〒673-0413 三木市大塚1-6-40 三木市総合保健福祉センター2階  
三木市社会福祉協議会 法人運営課 8:30~17:00 (土日祝 年末年始除く)  
TEL: 0794-82-4043 FAX: 0794-86-0860

※ 申請書類に不備がある場合は、再提出または、助成できない場合がありますがご了承ください。

## 地域福祉活動応援バス助成事業 Q & A

Q 1 どのような団体が助成金を利用できますか？

A 1 本会に団体登録をしているボランティア団体やふれあいサロン運営団体、老人クラブ連合会などがご利用いただけます。

※上記以外の任意団体や同窓会等(団体登録をしていない団体)の利用はできません。

※団体登録とは、本会のボランティア活動プラザみきに情報把握シートを提出しているボランティア・市民活動団体です。

Q 2 レンタカーのバスでも申請できますか？また、大型バスを借りられますか？

A 2 本事業は運転手付きバス（10名以上28名以下）の借上費用のみ助成対象としておりますので、対象外です。

Q 3 宿泊を伴う研修等の場合も助成金の対象になりますか？

A 3 バス1台で往復する場合、1日目（1回目）・2日目（2回目）と分け、助成の対象となりますので、2回の回数算定になります。

Q 4 何回まで利用できますか？

A 4 1団体につき年2回（当該年度4月～3月）を上限としています。ただし、三木市連合民生委員・児童委員協議会、三木市老人クラブ連合会は、年5回（当該年度4月～3月）を上限としています。

※事業実施日順で回数算定をします。

Q 5 助成金の対象費用は何ですか？

A 5 運転手付きバス借上費用のみが対象です。（消費税含む。）

通行料、駐車料、燃料代、ガイド料、キャンセル料及び、三木市所有のバス使用料は、助成金の費用対象外ですのでご注意ください。

Q 6 バスの見積書は、他の費用が含まれたものでもいいですか？

A 6 内訳明細等にバス借上費用の金額が確認できれば、構いません。請求申請時も同様です。

Q 7 いつまでに申請すればいいですか？

A 7 事業実施日の4週間前までに、社協窓口（総合保健福祉センター）に申請してください。期限を超過している場合は例外なく受付できません。

(例) 事業実施日 2月27日(金) → 申請書類提出期限日 1月30日(金)  
" 4月1日(水) → " 3月4日(水)

※申請は事業実施日の4週間前(28日前)には必ず提出してください。

※事業実施日の4週間前・同一曜日が提出期限日となります。

Q 8 行程表などは、旅行会社などが作成したもので良いですか？  
A 8 行き先等の実施目的がわかれば、旅行会社で作成したもので構いません。  
ただし、本事業の趣旨に適合しない場合、助成金の交付はできません。

.....

Q 9 助成金交付の通知はありますか？  
A 9 助成金の振込をもって通知としています。

Q 1 0 申請すれば必ず助成金が交付されますか？  
A 1 0 本事業の趣旨に適合しない場合、助成金の交付はできません。  
その際は、遅くとも事業実施2週間前までに通知します。

Q 1 1 バス代金の支払いのため、事業実施日前に助成金の交付はできますか？  
A 1 1 できません。事業実施後、報告書類の提出月後の翌月末に交付となります。

Q 1 2 申請様式は、どこで入手できますか？  
A 1 2 本会窓口（法人運営課、ボランティア活動プラザみき、よかわステーション）、または本会ホームページから取得できます。

Q 1 3 台風等の天災で中止または一部変更する場合、どうすれば良いですか？  
A 1 3 台風等の天災や当日参加者の減少により事業が中止になった場合や日程変更や行程の変更で助成金額が変わる場合は、本会までご連絡ください。変更等に必要書類等を本会より連絡します。

Q 1 4 バスで事故があった場合、補償はありますか？  
A 1 4 本事業は助成事業のため、本会からの補償はありません。事故の補償については借上元のバス会社等にご相談ください。

- 正当な理由がなく事業が実施されていない場合や申請に虚偽があった場合は、助成金の一部及び全額を返還していただきます。
- 本事業の当年度予算の範囲を超えた場合は、助成事業は終了となります。あらかじめご了承ください。

# ★助成要件・助成額など

※当年度予算の範囲を超えた時点で、当該年度の本助成は終了します。

## ●対象団体

- ①ふれあいサロン運営団体（育児・高齢・全域）
- ②みんなの食堂（こども食堂・地域食堂）運営団体
- ③ボランティア団体
- ④当事者団体
- ⑤NPO法人
- ⑥社会福祉法人
- ⑦自治会
- ⑧市民協議会（まちづくり協議会）
- ⑨三木市連合民生委員・児童委員協議会
- ⑩三木市老人クラブ連合会
- ⑪会長が地域福祉の向上に寄与すると判断した団体

## ●バス使用目的（助成交付対象事業）

- ・会議、研修会、視察、大会等への参加
- ・ふれあいサロン等、外出機会の少ない障害者や高齢者等の交流・社会参加（孤独・孤立防止等）を目的とする事業
- ・災害支援を目的とする事業

※ただし、営利・娯楽等を目的とする場合を除く

## ●対象車両となるバス

マイクロバス（10名以上28名以下）

## ●交付回数

1団体につき年2回を上限とする。ただし、対象団体⑨、⑩については年5回を上限とする。（当該年度4月～3月）

## ●助成対象費用

運転手付きバス（10名以上28名以下）借上料のみとする。

※通行料、駐車料、燃料代、ガイド料、キャンセル料等は対象外とする。

※三木市所有のバスは対象外とする。

## ●助成額

1回目 借上げ料の1/2以内(限度額45,000円)

2回目以降 借上げ料の1/4以内(限度額25,000円)